

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース

2024/9/16 号 (No. 595)

=====

○ 法律・法規等

1. 「インターネット上の不正競争防止に関する暫定規定」、9月1日から施行(国家市場監督総局公式サイト 2024年9月5日)

○ 中央政府の動き

1. 大学と研究機関の特許活用を推進、国家知識産権局など7部門が通達を発表(国家知識産権網 2024年9月11日)
2. 丁薛祥副総理が第3回「一帯一路」知財ハイレベル会議に出席(中国政府網 2024年9月11日)
3. 国家知識産権局、専利の転化・運用のサービスチェーン向上に向けた取り組みを発表(国家知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024年9月10日)
4. 国家知識産権局、知的財産公共サービスの標準化・規範化・便利化を推進(国家知識産権網 2024年9月9日)
5. 国家知識産権局代表団がブラジル、チリ、ペルーを訪問(国家知識産権網 2024年9月7日)
6. 国家市場監督管理総局、ビジネス環境最適化のための新措置を公表(国家市場監督総局公式サイト 2024年9月3日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 江蘇省、自由貿易試験区での「ワンストップ」知的財産サービスプラットフォームを構築(中国保護知識産権網 2024年9月11日)
2. 江蘇省で知財分野ビジネス環境の最適化に向けた座談会が開催(国家知識産権網 2024年9月6日)

【華南地域】

3. 深セン市、全国初の統一データ知的財産登録証書を発行(中国保護知識産権網 2024年9月12日)
4. 深セン、全国初の知的財産権担保融資商品リストを発表(中国保護知識産権網 2024年9月11日)

【その他地域】

5. 重慶市が専利出願の質向上を目指し、「出願前評価作業指針」を発表(国家知識産権網 2024年9月5日)

○ 司法関連の動き

1. 最高人民法院、独占禁止および不正競争防止の典型的事例を公表(中国法院網 2024年9月11日)
2. 福建省高級法院と福建省知識産権局が技術調査官協力協定を締結(国家知識産権網 2024年9月)

10 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華北地域】

1. 天津市知識産権局、老舗商標などを守る特別行動を実施(中国保護知識産権網 2024 年 9 月 11 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中国のユニコーン企業数、23 年は 375 社 PCT 国際出願が 1157 件(中国政府網 2024 年 9 月 10 日)
2. 華為技術、2023 年の特許公開数が 3 万 6000 件に 新たな記録を達成(中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2024 年 9 月 9 日)

○ 統計関連

1. 知的財産証券化商品の発行規模が 317 億元に＝上海・深セン証券取引所(中国知識産権資訊網 2024 年 9 月 11 日)

○ その他知財関連

1. 青島で開催された多国籍企業サミット、国家知識産権局が外資系企業の知財保護強化を強調(国家知識産権網 2024 年 9 月 10 日)

=====

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 「インターネット上の不正競争防止に関する暫定規定」、9 月 1 日から施行★★★

「インターネット上の不正競争防止に関する暫定規定」が 9 月 1 日から施行される。この規定は、インターネット上の競争行為のルールを整備し、明確化することを目的としており、様々な経営主体に対して明確な指針を提供し、市場競争メカニズムが効率的かつ秩序あるものとなるよう保証することを目指している。

規定では、インターネットを介した不正な競争行為を広範に整理し、その複雑さと変動の激しさを踏まえて、これらの行為を分類し、識別基準を設けている。具体的には、模倣・混同、虚偽宣伝などの伝統的な不正競争行為がインターネット環境下でどのように表れるかを明確にしている。また、インターネット上の不正競争行為を詳しく規定し、不正競争防止法に基づき、「悪質な妨害」などの行為の現れ方とその判断基準を列举している。新たに出現する問題や行為に対処するための「包括条項」も設定し、監視・管理のための法的基盤を整えている。

次のステップとして、国家市場監督管理総局は、社会各界および各種経営主体が規定の内容を理解し、遵守意識を高めるために、規定の普及啓蒙と解釈、指導などの業務を強化する計画である。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2024 年 9 月 5 日)

https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2024/art_a0f60de6ba764afca12d831ae48fffb1.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 大学と研究機関の特許活用を推進、国家知識産権局など 7 部門が通達を発表★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）および教育部、科学技術部、工業情報化部などを含む 7 部門は、大学と研究機関の特許活用の推進と産業化に関する作業を加速するための新たな通達を共同発表した。この通達により、全方位的で多層的なアプローチを通じて、高価値特許の産業化を推進し、特許の市場価値を十分に引き出し、産業の競争力を向上させることが目指されている。

通達によると、全国の大学と研究機関における有効な特許の棚卸作業はほぼ完了し、大規模な実用化のための基盤が整っている。今後は、各機関が特許の棚卸からその活性化へと迅速に移行し、活性化を目的とした新たな段階に全面的に入ることが求められている。

具体的な推進策として、通達は 12 項目の措置を挙げている。その中には、企業向けの技術マッチングイベントの実施、転換可能な特許データの共有強化、技術マッチングチャネルの拡大、企業の特許産業化における主体的地位の確立、異なる部門間の政策の調整と連携強化、統計と監視の実施、典型的な事例の公表などが含まれている。

この通達は、大学と研究機関が保有する特許のポテンシャルを最大限に活用し、技術革新と産業の発展を促進するための重要な一歩である。

(出典：国家知識産権局 2024 年 9 月 11 日)

http://www.cnipa.gov.cn/art/2024/9/11/art_75_194833.html

★★★2. 丁薛祥副総理が第 3 回「一帯一路」知財ハイレベル会議に出席★★★

9 月 11 日、第 3 回「一帯一路」知的財産ハイレベル会議が北京で開催された。中国国務院の丁薛祥副総理が開幕式に出席し、演説した。

丁副総理は、中国が「一帯一路」構想における知的財産協力の強化を重視しており、知的財産制度が「一帯一路」の高品質な共同建設を促進する上で重要な役割を果たすもので、各国・地域間の知的財産協力をさらに深化させる必要があると強調した。また、各国の共同の努力により、「一帯一路」知的財産協力は豊かな成果を上げているとの認識を示した。

副総理はさらに、中国は各国と協力して、知的財産分野の発展を促進し、「一帯一路」の高品質な共同建設に知的財産の力をより一層注入したいと述べた。

第 3 回「一帯一路」知的財産ハイレベル会議のテーマは「開放、協力、発展、ウィンウィン」で、国家知識産権局、国家版權局、商務部、北京市人民政府、世界知的所有権機関（WIPO）によって共催された。中国の関係部門の責任者、専門家、そして「一帯一路」共同建設国（地域）、国際組織の代表ら約 450 人が会議に参加した。

(出典：中国政府網 2024 年 9 月 11 日)

https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202409/content_6973954.htm

★★★3. 国家知識産権局、専利の転化・運用のサービスチェーン向上に向けた取り組みを発表★★★

國務院新聞弁公室が 9 月 10 日に開催したブリーフィングにおいて、国家知識産権局（CNIPA）知的財産権運用促進司の王培章司長は、専利の転化・運用のサービスチェーンを整備するための一連の取り組みを紹介した。

王培章氏によると、専利の転化・運用のサービスチェーンの供給体制を整え、専門家型人材を育成することが、知的財産権サービス業の高品質な発展に不可欠であるとされている。具体的な措置として、サービス理念の確立、知的財産サービスの供給構造の最適化、特許代理機関のサービス範囲の拡大、新たなビジネスモデルの奨励が挙げられている。

また、国家知識産権局は専門人材の養成と弁理士のスキル向上を目的とした行動計画や能力構築プログラムを策定し、サービスのブランド価値を高め、総合的な知財サービス機関と専門家型人材の育成を目指している。

さらに、2025 年までに国家知的財産サービス業の高品質な発展を示すモデル区を 20 か所設立し、知的財産サービスの国際基準への接続を図る計画も発表された。これにより、専利の転化・運用のサービスチェーンがイノベーター・チェーンや産業チェーンと効果的に連携することが期待される。

(出典：国家知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024 年 9 月 10 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/Htr5Tg2gdm0kBCpV3HBfMQ>

★★★4. 国家知識産権局、知的財産公共サービスの標準化・規範化・便利化を推進★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、「知的財産公共サービスの標準化、規範化、便利化を推進するための意見」を発表した。この指針は、知的財産公共サービス包摂プロジェクトをさらに深く実施し、知的財産の公共サービスの効能を全面的に向上させることを目的としている。

「意見」では、知的財産公共サービス制度の標準化、運用の規範化、手続きの便利化を加速することが総体的な要求として提出されている。これにより、知的財産包摂サービスの強化を図りつつ、サービスの重点をさらに明確にし、知的財産の創造、利用、保護、管理、サービスの全過程を通じて促進・強化することを目指している。この取り組みは、科学技術の革新と産業の発展を支え、多層的で多元化した知的財産公共サービスの供給を完備し、イノベーション環境およびビジネス環境を最適化することを目指している。

さらに、「意見」では、公共サービスの事項をリスト化する管理の強化、オンラインサービスプラットフォームの規範化、知的財産業務の手続きフローの最適化など、17 の具体的な分野で目標とタスクを明確にし、具体的な作業措置を詳細に定めている。

これらの施策により、知的財産のイノベーション環境とビジネス環境が継続的に改善されることが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2024 年 9 月 9 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/9/9/art_75_194754.html

★★★5. 国家知識産権局代表团がブラジル、チリ、ペルーを訪問★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）の胡文輝副局長率いる代表团がこのほどブラジル、チリ、ペルーを訪問した。

代表团はブラジル産業財産庁、チリ産業財産庁、ペルー国家競争防衛及び知的財産保護庁とそれぞれ会談を行い、双方の知的財産権に関する最新の動き、知的財産権保護と地理的表示に関する取り組み、商標審査業務、知的財産権意識の向上、そして二国間協力などの議題について交流し、議論した。

滞在中、代表团とブラジル産業財産庁は特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムの延長、新しい協力覚書の締結、及び協力活動計画について合意に達し、チリ産業財産庁と二国間協力会談の議事録に調印した。また、代表团は現地のイノベーション企業や地理的表示製品の生産企業を視察し、中小企業における知的財産権保護の状況について理解を深めた。

(出典：国家知識産権網 2024 年 9 月 7 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/9/7/art_53_194704.html

★★★6. 国家市場監督管理総局、ビジネス環境最適化のための新措置を公表★★★

国家市場監督管理総局は最近、「市場監督管理部門によるビジネス環境最適化重点措置（2024 年版）」を公表した。この措置は、市場監督管理分野の制度規則の整備、公平かつ秩序ある市場競争環境の維持、ビジネス環境の国際的水準への引き上げを含む 10 の分野から 40 の具体的な施策を打ち出している。

市場監督管理分野の制度規則の整備においては、「不正競争防止法」や「市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理弁法」などの改正を推進する方針である。これにより、不正な競争を効果的に防止し、市場の健全な発展を促すことを目的としている。

さらに、公平かつ秩序ある市場競争環境を維持するために、典型的な違法案件の取り締まりを強化し、地方保護主義や市場公平へのアクセスを妨げる行為に対する特別な取締行動を実施する。

国家市場監督管理総局はこれらの措置を通じて、ビジネス環境の全体的な質を高め、国内外の企業がより公平な競争を行える環境を整えることに注力している。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2024 年 9 月 3 日)

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxgk/fdzdkgknr/djzcyj/art/2024/art_c271cc36006d4b258db36fa57f29a828.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 江蘇省、自由貿易試験区での「ワンストップ」知的財産サービスプラットフォームを構築★★★

江蘇省知識産権局は、自由貿易試験区での特許の迅速な予備審査、迅速な権利確定、および知的財

産権の迅速な権利保護を行う「ワンストップ」総合サービスプラットフォームの構築に積極的に取り組んでいる。

南京、蘇州、連雲港市の知的財産保護センターは、次世代情報技術、生物医薬、省エネ・環境保護、新材料、生物製品製造、デジタル製造、電子情報、医薬品、インテリジェンス製造など9つの産業分野に焦点を当て、419のIPC分類番号に基づいて特許の迅速な予備審査サービスを提供している。自由貿易区の開設以来、特許出願の予備審査を4万5808件受け付け、そのうち2万7393件が権利を付与された。これにより、受理件数と権利付与件数は全国でトップクラスに位置している。

さらに、仲裁調停、権利保護支援、海外知的財産権リスクの早期警告など、知的財産権関連サービスの提供にも積極的に取り組んでいる。知的財産権に関するコンサルティングを1万2532回行い、サービスを受けた企業数は7420社に上る。また、権利保護支援の申請を1121件受け付け、知的財産権紛争の調停件数は1万691件に達している。

(出典：中国保護知識産権網 2024年9月11日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/js/202409/1987955.html>

★★★2. 江蘇省で知財分野ビジネス環境の最適化に向けた座談会が開催★★★

8月29日、国家知識産権局（CNIPA）は江蘇省で、知的財産権分野におけるビジネス環境の最適化に関する座談会を開催した。この会議は世界銀行のビジネス環境評価システムを基準に、知的財産権の管理を行う下部部門やイノベーションを行う主体から、知的財産権のビジネス環境、デジタル化の進展、公共サービスに関する状況報告や意見、提案が述べられた。座談会の主催者である江蘇省知識産権局の李傑局長は、知的財産権制度の利点を活かし、国の発展に貢献すること、知的財産権のプロセス全体を支援し、包摂的サービスと重点サービスの両立を図るべきであると強調した。

また、知的財産権に関する情報共有、業務プロセスの最適化、サービスプラットフォームの育成を含む複数の分野で、企業への支援策を継続的に改善することが求められた。さらに、政府のサービスレベルを向上させ、企業の成長段階に応じたニーズに適切に対応することで、知的財産権分野におけるビジネス環境をさらに最適化し、具体的な成果を出すことが要求された。

(出典：国家知識産権網 2024年9月6日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/9/6/art_57_194674.html

【華南地域】

★★★3. 深セン市、全国初の統一データ知的財産登録証書を発行★★★

広東省深セン市のデータ知的財産登録システムが先日、国家知識産権局の「データ知的財産登録証書管理システム」に全国で率先して接続することに成功した。9月10日には、全国統一フォーマットのデータ知的財産登録証書の第一陣が発行された。これにより、全国17の試行地域で統一された形式と番号ルールに基づく登録証書の発行と管理が正式に開始された。

全国統一形式のデータ知的財産登録証書を発行することは、各地域間の相互認識と協力を促進し、データ知的財産登録証書の信頼性と適用範囲が拡大する。この取り組みは、データ知的財産制度の整

備、データ流通の促進、デジタル経済の推進に大きな意義を持つ。

深セン市は、これまでに 1354 件のデータ証拠預託を完了し、943 件のデータ知的財産登録申請を受け付け、475 件のデータ知的財産登録証書を発行している。登録されているデータの数 は 22 億 6300 万件に達している。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 9 月 12 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202409/1987968.html>

★★★4. 深セン、全国初の知的財産権担保融資商品リストを発表★★★

深セン市市場监督管理局(知識産権局)はこのほど、「深セン市知的財産権担保融資商品リスト(2024 年版)」を発表した。このリストには、市内の 31 の銀行業金融機関が提供する 52 種類の知的財産権担保融資商品が含まれている。

これは、地方都市が発表する知的財産権担保融資リストとして全国で初めての事例である。リストは、市や区レベルで行われる企業支援活動や、銀行と企業のマッチングイベント、成果発表会などで積極的に宣伝される予定である。中小企業や零細企業は、このリストを利用して、自社に適した融資商品を自主的に選ぶことができるようになる。この取り組みにより、金融サービスのアクセシビリティと直感性が向上し、深セン市における知的財産金融の質的な発展が促進されることが期待される。

今年 8 月末時点で、深セン市の特許および商標による担保融資登録額は 311.95 億元に達し、前年同期比で 215.55%の増加を記録した。登録件数は 1026 件で、前年比 131.08%増加しており、933 社の企業がこの制度から恩恵を受けている。知的財産権担保融資は、中小零細企業の資金調達の困難を軽減する有効な手段であるとされている。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 9 月 11 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202409/1987940.html>

【その他地域】

★★★5. 重慶市が専利出願の質向上を目指し、「出願前評価作業指針」を発表★★★

重慶市知識産権局は、専利(特許、実用新案、意匠)の出願の質を向上させる目的で、出願前の評価メカニズムを構築するために、「重慶市専利出願前評価作業指針(1.0)」を作成し、公表した。

この「指針」は、主に重慶市の企業、大学、研究機関などのイノベーション主体が自主的に行う専利出願前の評価作業に適用される。評価作業の全過程に焦点を当て、各評価指標を具体的に分解し、詳細化している。また、専利が持つ技術的、法的、市場的な属性に注目し、作業プロセスや要件を明確に定めている。さらに、異なるイノベーション主体の専利創造に対するニーズに応じた、個性化された評価指標システムの策定を奨励している。

市知識産権局は、今後この「指針」の普及を通じて蓄積された経験を基に、「指針」の改善を進めることで、高品質な知的財産権の創造を促進し、経済および社会の高品質な発展を支援する方針である。

(出典：国家知識産権網 2024 年 9 月 5 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/9/5/art_57_194634.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 最高人民法院、独占禁止および不正競争防止の典型的事例を公表★★★

2024 年の中国公平競争政策宣伝週間中、最高人民法院は独占禁止および不正競争防止に関連する典型的な事例 8 件を公表した。公表された不正競争防止の 4 件の事例は、模倣混同や技術秘密侵害の認定などの重要な法律問題に関連し、プラットフォームデータ、伝統的な消費財、新エネ自動車など、様々な産業分野に及んでいる。

この中で特に注目されたのは、「新エネルギー自動車のシャーンシ」技術秘密侵害事件である。この事件では、裁判所は懲罰的損害賠償の法規定に基づいて賠償額を確定するとともに、侵害行為の停止を命じる民事責任の具体的内容や範囲などについて積極的な探求を行い、革新的な試みを展開した。

さらに、裁判所は「傍名牌」（有名ブランドへの便乗利用）などの不正競争行為に対して厳格な対応を取り、公平な市場競争秩序の維持に努めている。例えば、「シュナイダー」ブランドの模倣混同事件では、裁判所は有名ブランドの保護を強化し、便乗利用や模倣混同などの不誠実な行為を厳しく取り締まった。侵害行為から得た利益が十分に証明された場合、裁判所は侵害コストを大幅に引き上げ、悪意ある侵害行為に対して強力な抑止力を発揮している。

(出典：中国法院網 2024 年 9 月 11 日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2024/09/id/8109726.shtml>

★★★2. 福建省高級法院と福建省知識産権局が技術調査官協力協定を締結★★★

9 月 6 日午前、福建省高級人民法院（高等裁判所）と福建省知識産権局は、「技術調査官協力協定」の調印式を行った。この式典には、省高級法院の呉麗雪副院長と、省知的財産発展保護センターの劉征穎主任が出席し、演説を行った。

呉副院長と劉主任は、それぞれの代表として協定に署名した。協定に基づき、双方は技術調査の協力、情報交換と共有、業務研究および交流の三つの協力メカニズムを立ち上げる予定である。調印式では、福建省知識産権局が 51 名の技術調査官に任命書を授与した。

双方は、さらに広範な交流と協力を推進し、知的財産権の質向上と効率化を目指した「6 大行動」の実施を徹底する。また、北京審査協力センターの専門人材と技術資源を活用して、知財関連技術案件の処理の質と効率を向上させることで、知的財産の「大保護」体制を構築し、知的財産強省プロジェクトの実施を強力に支援する計画である。

(出典：国家知識産権網 2024 年 9 月 10 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/9/10/art_57_194798.html

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華北地域】

★★★1. 天津市知識産権局、老舗商標などを守る特別行動を実施★★★

天津市知識産権局は市市場監督委員会と連携し、中秋節と国慶節の期間中に、老舗企業の商標や中国馳名商標を保護するためのオンラインおよびオフライン保護特別行動を全市で集中的に実施することとなった。今年の元旦と春節に続き、これは老舗企業商標および中国馳名商標を対象とした特別行動の2回目である。

今回の特別行動は2ヶ月半にわたり行われ、老舗企業の商標および中国馳名商標の専用権保護を重点としている。特に市場で人気の高い商品や地理的表示製品に関わる違法行為が多発する重点地域での取締りを強化している。権利者の許可なく老舗企業の商標や中国馳名商標を不正に使用したり、看板や表札に無断で掲げたりする侵害行為に対して厳しく取り締まる。また、11月11日の「ダブル11」オンラインショッピングイベントの期間中には、インターネット分野の取締りを強化し、違法行為の手がかりを精査・分析して、知的財産権侵害行為を厳しく取り締まる方針である。

近年、天津市知識産権局は商標分野における違法行為の取締りを強化し、企業の正当な権益を有効に保護し、健全なビジネス環境の形成に貢献している。今年に入ってから、全市で152件の商標侵害事件が摘発されている。

(出典：中国保護知識産権網 2024年9月11日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/tj/202409/1987948.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中国のユニコーン企業数、23年は375社 PCT国際出願が1157件★★★

2024年の浦江イノベーションフォーラムで発表された「中国ユニコーン企業発展追跡報告書」によると、2016年から2023年の間に中国のユニコーン企業（評価額10億ドル以上の未上場企業）の数は131社から375社へと増加した。これらの企業による特許協力条約（PCT）に基づく国際出願が2023年には1157件に達した。

報告書では、中国のユニコーン企業の産業分類が2016年から2023年にかけて22から39に増加し、ビジネスモデルの革新から技術イノベーションへの移行が進んでいることが示されている。特に集積回路産業が3年連続でユニコーン企業数が最も多い分野である。AIの新ニッチ分野である機械視覚、脳型AI（人工知能）、生成AIなどでも、ユニコーン企業が続々と誕生している。

さらに、先端科学技術分野のユニコーン企業数は、2016年の35社から2023年には249社に急増している。これらの企業の時価総額は5000億ドルから1兆2000億ドル以上に増加している。2023年には、ユニコーン企業94社が合計1157件のPCT国際出願を行い、国際的な科学技術競争力が大幅に向上している。

また、2016年から2023年にかけて、22の省でユニコーン企業が新たに誕生している。その中でも北京、上海、広東が数でリードしている。ユニコーン企業の分布都市は、16都市から56都市へと広がっており、北京、上海、深セン、広州、杭州が主な集積地である。

(出典：中国政府網 2024年9月10日)

https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202409/content_6973351.htm

★★★2. 華為技術、2023 年の特許公開数が 3 万 6000 件に 新たな記録を達成★★★

中国の通信機器大手、華為技術（ファーウェイ）は 9 月 6 日、東莞市にある研究開発基地「松山湖キャンパス」で第 5 回イノベーションと知的財産権フォーラムを開催した。このフォーラムで、2023 年に新たに公開された特許数が 3 万 6000 件に達し、これまでの最高記録を更新したことが明らかにされた。

ファーウェイの最高法務責任者、宋柳平氏は、2023 年の研究開発費用が 1647 億元に達し、これは年間売上の 23.4%に相当すると説明した。さらに、過去 10 年間で累計 1 兆 1100 億元以上を研究開発に投じており、これにより生み出された多くの技術成果が特許として業界に公開されている。2023 年末時点で、華為は世界中で有効な特許が 14 万件を超えると報告された。

また、新たに公開された 3 万 6000 件の特許は、グローバルな理解と利用を目指して 37 言語に翻訳されている。2023 年末までに、華為は合計 33 万 6000 件以上の特許技術を公開し、国内外の標準化組織に 13 万件以上の技術提案を提供しており、研究論文も 6000 件以上発表している。2023 年には 40 の新しい特許ライセンス契約を締結し、現在「フォーチュン・グローバル 500」に名を連ねる 22 社が華為の特許ライセンスを取得している。

(出典：中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2024 年 9 月 9 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/CUJczTliwTW8ihvxEUyigg>

○ 統計関連

★★★1. 知的財産証券化商品の発行規模が 317 億元に＝上海・深セン証券取引所★★★

今年 6 月末までに、上海と深センの両証券取引所で 151 の知的財産証券化商品が発行され、その発行規模は 317 億元に達していることが、9 月 10 日に開催された国務院政策ブリーフィングで明らかになった。

国家知識産権局（CNIPA）知的財産権運用促進司の王司長によると、CNIPA は地方政府に対し、条件に応じて知的財産権の証券化を試みるよう指導しており、企業の資金調達融資ニーズに応えるよう促している。特に、深セン市では知的財産権証券化を通じた総合融資の新モデルを開発し、香港との横断的な協力を推進しており、企業が大陸部以外での融資チャネルを開拓することを支援している。

今後、CNIPA は知的財産権がグローバルなイノベーション資源との結びつきを生かし、商務部や金融主管部門と連携して、知的財産権の金融サービスおよび国際化運営を一層推進する方針である。

(出典：中国知識産権資訊網 2024 年 9 月 11 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140559

○ その他知財関連

★★★1. 青島で開催された多国籍企業サミット、国家知識産権局が外資系企業の知財保護強化を強調★★★

先日、中国山東省青島市で「第 5 回多国籍企業青島サミット」が開催された。この会議には国家知

識産権局の胡文輝副局長が出席し、知的財産権政策に関する講演を行った。

胡副局長の講演では、国家知識産権局が外資系企業の知的財産権保護を強化するために取り組んでいる具体的な施策が紹介された。施策には、トップダウンによる計画の充実、情報伝達の円滑化、サービスの効率向上などが含まれており、これらによってすでに良好な成果が得られていると述べられた。今後、国家知識産権局は外資系企業とのコミュニケーションメカニズムをさらに改善し、知的財産保護の水準を一層向上させる方針である。これにより、外資系企業が中国市場で長期的かつ安定的に発展できるよう、より質の高いサービスの提供を目指す。

さらに、サミットにおいて国家知識産権局の知的財産保護司の主要責任者が、現行の知的財産保護政策とその成果について詳細に説明した。また、外資系企業の代表者たちとの間で、知的財産を巡る課題についての意見交換が行われ、双方の理解を深める機会となった。

(出典：国家知識産権網 2024 年 9 月 10 日)

http://www.cnipa.gov.cn/art/2024/9/10/art_53_194817.html

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 3 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来へのアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます (※更新頻度は四半期に一度程度となります)。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL：+86-10-6528-2781

E-Mail：pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved